

平成16年第5回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成16年9月30日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議案第62号 市道路線の変更について
 - 日程第3 議案第63号 市道路線の認定について
 - 日程第4 議案第64号 本巢市放置自動車等防止条例について
 - 日程第5 議案第65号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第6 議案第66号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第7 議案第67号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第8 議案第72号 平成16年度本巢市一般会計補正予算について
 - 日程第9 議案第73号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算について
 - 日程第10 議案第74号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算について
 - 日程第11 議案第75号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計補正予算について
 - 日程第12 議案第76号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算について
 - 日程第13 議案第77号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計補正予算について
 - 日程第14 議案第78号 平成16年度本巢市水道事業会計補正予算について
 - 日程第15 認定第27号 平成15年度本巢市水道事業会計決算について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第62号 市道路線の変更について
- 日程第3 議案第63号 市道路線の認定について
- 日程第4 議案第64号 本巢市放置自動車等防止条例について
- 日程第5 議案第65号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第66号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第67号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第72号 平成16年度本巢市一般会計補正予算について
- 日程第9 議案第73号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第74号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算について

- 日程第11 議案第75号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第76号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第77号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第78号 平成16年度本巢市水道事業会計補正予算について
- 日程第15 認定第27号 平成15年度本巢市水道事業会計決算について
- 追加日程第1 議案第79号 工事請負契約締結について（席田北部公園整備工事）
- 追加日程第2 発議第17号 本巢市議会議員定数条例について
- 追加日程第3 発議第18号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書について
- 追加日程第4 発議第19号 郵政事業4分社化に関する意見書について
- 追加日程第5 発議第20号 食品安全行政の充実を求める意見書について
- 追加日程第6 発議第21号 温暖化対策税の創設に関する意見書について
- 追加日程第7 発議第22号 不適正な廃棄物の処理の規制強化の意見書について
- 追加日程第8 村瀬 治君の議員辞職について
- 追加日程第9 議長の選挙について
- 追加日程第10 文化観光開発特別委員会委員の辞任について
- 追加日程第11 東海環状自動車道建設問題特別委員会委員の辞任について

出席議員（48名）

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫
14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優
20番	宮脇孝男	21番	小澤菊治郎
22番	川口金二郎	23番	後藤寿太郎
24番	小川幸雄	25番	園部隆雄
26番	山田澄男	27番	上谷政明
28番	大熊和久子	29番	竹中光夫
30番	大西徳三郎	31番	戸部弘
32番	林和治	33番	春日井万里

34番 宮川久夫
36番 高橋一
38番 高橋義和
40番 遠山利美
44番 稲葉信春
46番 鵜飼静雄
48番 三島智恵子
50番 中野治郎

35番 高橋秀和
37番 出村宏行
39番 高田弥
41番 杉山潔
45番 瀬古孝雄
47番 川村高司
49番 臼井茂臣
51番 白木健

欠席議員（1名）

43番 村瀬治

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	溝口義弘	企画部長	高橋武夫
市民環境部長	土川隆	健康福祉部長	中村節
産業建設部長	服部次男	上下水道部長	林賢一
教育委員会 事務局長	堀部秀夫	根尾 総合支庁長	島田克広
代表監査委員	三田村晃司		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	富田義隆	議会書記	今村光男
議会書記	杉山昭彦		

副議長（戸部 弘君）

御報告いたします。

議長は、現在、病気療養のために自宅静養中でありますので、本日の本会議は地方自治法第 106 条第 1 項の規定により副議長が議長の職務を行います。

午前10時54分 開議

開議の宣告

副議長（戸部 弘君）

ただいまの出席議員数は48人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

副議長（戸部 弘君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号45番 瀬古孝雄君と46番 鵜飼静雄君を指名いたします。

日程第 2 議案第62号から日程第 4 議案第64号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第 2、議案第62号 市道路線の変更についてから、日程第 4、議案第64号 本巣市放置自動車等防止条例についてまでを一括議題といたします。

議案第62号、議案第63号、議案第64号については、産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過並びに結果を産業建設常任委員長から報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 瀬古孝雄君。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

議長の命を受けて、産業建設常任委員会から報告いたします。

9月24日午前9時30分から、根尾総合支庁で開会し、午後、糸貫分庁舎2階特別会議室にて産業建設常任委員会を開催しました。委員会には、委員12名、戸部副議長と、説明のため内藤市長、高木助役、守屋収入役、服部産業建設部長、林上下水道部長ほか関係職員の出席を求め、付託された4議案、意見書1件及び一般会計補正予算の審議・審査を行いました。

午前中、付託を受けた市道路線の変更及び認定箇所ほか2カ所の現地視察を行いました。午後1時に再開いたしまして、議案第62号 市道路線の変更について、議案第63号 市道路線の認定について、議案第64号 本巣市放置自動車等防止条例について、以上付託されました3議案を全会一致

で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、報告を終わります。

副議長（戸部 弘君）

議案第62号 市道路線の変更についてを議題といたします。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員賛成です。したがって、議案第62号 市道路線の変更については、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

議案第63号 市道路線の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第63号 市道路線の認定については、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

議案第64号 本巣市放置自動車等防止条例についてを議題といたします。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第64号 本巣市放置自動車等防止条例については、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第65号から日程第7 議案第67号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第5、議案第65号 本巣市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第7、議案第67号 本巣市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第65号、議案第66号、議案第67号については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過並びに結果を総務常任委員長から報告を求めます。

総務常任委員会委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

9月21日午前9時から、市役所本庁舎3階第1委員会室にて総務常任委員会を開催しました。委員会には、委員12名、戸部副議長と、説明のため、内藤市長、高木助役、新谷参与、溝口総務部長、高橋企画部長、島田根尾総合支庁長ほか関係職員の出席を求め、付託された3議案、意見書2件の審議・審査を行いました。

議案第65号 本巣市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第66号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第67号 本巣市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、付託された3議案は上位法の一部改正に伴うもので、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上で報告とします。

副議長（戸部 弘君）

議案第65号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第65号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

議案第66号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第66号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

議案第67号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第67号 本巣市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第72号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第8、議案第72号 平成16年度本巣市一般会計補正予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

それでは、今回の補正予算で、二、三お伺いをしたいと思います。

一つは、修繕費についてであります。いろんな施設の修繕の予算が今回組まれておりますが、本来的な対応の仕方としては、事前にいろいろなチェックをして、安全点検等をして、当初予算に修繕費が組まれていくだろうと。なるべく早く対応することによって、より経費を安く済ませることができるという考えでやられているというふうには思いますが、そういう中でも年度途中で緊急に出てくる場合があります。今回の補正に上げられているものについては、当初では見込みが立たなくて、途中でいろいろ新たに問題が発生したもばかりなのかどうなのか。ともすれば、いろんな予算の、悪く言えば締めつけの中で、なかなか当初予算には出さずに、後でこういう事情が生じたからということを出す場合がありますが、そのあたりの状況がどうなのかということが一つ。

それと修繕費に関してもう一つは、トップライトの修繕が2ヵ所出てきていますね。環境福祉委員会の方は、根尾の福祉施設のトップライト、それについては、現状は真正幼稚園もともに網のガ

ラスで、根尾の方は今度はそれを改めて強化ガラスにするというような話があったというふうに聞いておりますけれども、そのあたりは私は文教の方ではあえて確認をしておりませんので、こちらについてはどうなっていくのか。それと、今回の台風等で今ひびが入っていると思うんですけれども、そういった影響は全くなかったのかどうなのか、そのあたりについて教えてほしいというふうに思います。

それが修繕費についてですが、もう一つは、今回の補正予算の大きなものは、一つは交付税の増額と、それと合併特例債の大幅な減額です。特に合併特例債については、総務委員会、あるいは文教委員会で状況報告、あるいはどうなっていくのかということについての詳細説明をいただきましたけれども、やはり重要な問題なので、全体のものにしていく必要があるだろうというふうに思いますので、改めてこの場でお伺いした方がいいかなというふうに思いますが、きょうは参与はいないわけですね。ともに参与が説明をされたんですが、一応委員会等で説明を受けたことを若干話しながら見解をお伺いしておきたいと思いますが、山県市がやったときと1年ずれたということで総務省の方針が一方的に変更になって、もともと予定していた合併特例債が、簡単に言えば半分ぐらいになったんですかね。ということで、あくまでも一方的にやられてしまったと。しかも、さらに学校建築にかかわることなので、必ずしも半分ぐらいになった合併特例債も保障はないというような説明を受けていました。そのことについての確認をもう一度しておきたいということ。

さらに大事なものは、国はいわば地方自治体に対するあめとして合併特例債ということを打ち出してきたわけですが、そのあめが本当にあめなのかどうなのか、今回の件から疑問に思わざるを得なくなってきました。今回はよその自治体を見ておりましたが、教育施設に関して合併特例債の枠の縮小というのをやってきておりますけれども、国全体で合併がさらに進んでいき、もとの財政状況によってはさらにいろんな分野で合併特例債の利用制限といいますか、そういった形での締めつけが出てくる可能性が多分にあるのではないかとことを示したのが今回の件だというふうに思います。そうしたときに、自治体として、国に対して合併するに当たっての国がいろんな約束してきた措置がきちんと守られるような要望活動、要請活動をしていく必要があるだろうと思います。それについては恐らく全国の市長会等、そうした組織を通じてやられるだろうというふうには思いますけれども、それと並行して、実際にいわば被害に遭ったような自治体、特に岐阜県でいえば幾つかの自治体が同じような目に遭っているようでありますので、そういったところと力を合わせて、全体は全体として、個々には個々としての国に対する働きかけ、要請活動をする必要があるだろうと思いますが、その点についてどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

総務部長、答弁願います。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、第1点目の修繕費の今回の補正への全体的な取り扱いということでお答えをさせていただきますが、当然にして今回修繕費、いろんな形で保守点検というものを行ってまいりました。そうした中で、特に遊具とか、そういう部分につきましては指摘を受けまして、その後、やはり事

故があつてはいけないという中で、今回補正で対応をさせていただいたということで、当然に当初から出ていたものを今回補正で上げたというものでなく、どうしても必要であるというものだけしか今回の補正は上げていないということでございます。

それからトップライトの件でございますけれども、これにつきましても当初のときにはたしか上がっていなかったと。それが非常にひびが入っている、割れている、危険だという中で、我々はそれをそのまま放置していけば、事故が起きたときには困るという中ですぐ対応させていただいたということでございます。もしこういうものが、たまたま今回9月の補正予算に間に合いましたが、当然にして修繕というものにつきましては、場合によっては予備費充用とか、そういうものを考えながら、必要なものは即対応していきたいというふうには考えております。取り扱いとして、修繕費はそういうことで取り扱いをさせていただきました。

それから、次に合併特例債と義務教育債の関係でございますけれども、今回、学校の本巢中学の関係でございますけれども、当初は補助残をすべて合併特例債を充てて歳入を見たというところでございますが、そうした中で昨年までの取り扱いと今年度の取り扱いが変わってきたという中で、最終的には義務教育の基本枠の枠内の合併特例債を見ていただけるということになりまして、非常に大きく減額になってきたということで、我々、今非常に財政的に大幅に狂ってきたというところでございます。これは皆さん方にまた後ほど比較の一覧といいますが、わかりやすく表に示したものがございますから、それをお渡ししたいというふうに考えております。そうして理解をしていただきたいと。比較がしてありますから、見ていただければ内容はよくわかりますので、そういう形で全員の議員さんに周知をしたいというふうに考えていますので、よろしく申し上げます。

副議長（戸部 弘君）

市長、答弁願います。

市長（内藤正行君）

合併特例債に対します私に対する御質問にお答えをさせていただきます。

ただいま総務部長が申しましたように、山県市の場合はほとんど合併の始まりに近い15年度の合併ということございました。国も特例債の充当等について検討しながら対応してきたというふうなことで、最初でございましたので、大変有利な格好になってきたと。それに対しまして精査する中で、国の対応が変わってきたということでございます。あめなのかどうかということでございますが、そうした中でも私どもの合併支援道路に対しましては55%の補助をいただきながら、合併特例債を規定に基づいて充当していただいているということになっているわけでございますし、今後につきましては十分見ていただかなきゃいかんと、このように思っております。

そうした中で、山県市と1年ずれまして、瑞穂市も同様に対象にならなただけでございますが、お互いに話し合っているわけでございますけれども、先日の全協でございましたか、皆様方にもちょっとお話しさせていただきましたが、早く使わなきゃいかんぞというふうな感じも持っております。三位一体改革の税源移譲につきましても、初年度は補助金の6割5分ぐらいしか移譲されなかったということがありまして、随分国の考えも甘いところがあるということを感じているわけ

でございます。したがって、合併の折に決められましたことを強く約束するように、当然市長会もそうでございますが、私ども関係の者とよく相談しながら、これは合併したところでないとよくわからないことでございますので、そういう関係者と相談しながら強く規定を守るように要望をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

47番 川村君。

47番（川村高司君）

今の鵜飼議員の質問の2番目の合併特例債の問題でお尋ねをいたします。

一つは、今の市長の答弁を聞いておまして、やはり岐阜県内全域であめは辛かったと。合併をしたところで、甘いはずのあめが辛かったという印象がそれぞれの市町から出ているということが出ております。その点でお尋ねをしたいわけですが、一つは、郡上市では新市の計画の見直しをもうしなきゃいかんと、この問題に絡んで、出ているそうですが、この本巣市でも、いわゆる合併特例債を見越した上での新市の計画が立てられておると思いますが、その点の問題はないのかということをお尋ねします。

それから2点目としては、我々に、合併に当たって、こういう合併特例債ということについては一つのあめだということで説明をされてきました。それぞれ四つの町村の首長の中で市長だけが残られたわけですが、その説明をしてこられた当事者としてどのように考えておられるか、お尋ねを再度したいと思います。

それから、この問題でやはりどうも傾向的に教育だとか、いわゆる福祉の問題に関する事業等について、この合併特例債が非常に辛くなっているのではないかと。そういう国の動向についてももう一遍調べていただいて、我々に合併前に説明されてきたことを、訂正するならしていただいて、現実に合ったような新市の計画を進めていかないと我々が思っていたあめはなかなか見つからないということになりますので、その点を再度お尋ねしたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

市長、答弁願います。

市長（内藤正行君）

川村議員の御質問に対してでございます。

合併特例債につきましては、当初、事業を建設計画を上げる段階におきましてそれぞれ想定はしてまいりました。その後、どこまで充ててもらえるのかということ、今実施計画を、向こう10年間の計画を立てながら、さらに県と詰めてまいるといって進めているところでございまして、今の段階では特例債の充ていかんにかかわって事業を見直さないかんということまでは、私ども事務的にまだ至っておりません。そういう状況でございますが、一方、実施計画を10年間立てる段階で歳入歳出を見ますと、かなり厳しい予算編成が予想されるということになってまいりまし

た。通常の類似市の年間予算、一般会計で 140億円という中で、本市の場合は 170億円に近い予算を組ませていただいたんですが、この予算を組んでおりますと、大変大きな歳入歳出の差が出てきて歳入不足になるということでございますので、特に扶助費が大きくふえているというようなことがありますので、そういった点で見直しをしていかないかと、このように今見ております。また、最終段階の実施計画が出ておりませんので、これを取りまとめましたら議員の皆様にも報告しながら御指導いただきたいと、このように思っているんですが、そういったことは考えていかなきゃいかんんですが、今のところ起債に絡むものとしては、特に特例債に絡むものとしては正しくお答えする段階にはありませんので、お断りを申し上げる次第でございます。

いずれにしても、本市が建設計画で立てました計画をできるだけ忠実に進めていくということが大事でございますので、そういう精神で取り組んでもらわなきゃいかんのですが、本会議におきましてもある程度の見直しもしていくべきじゃないかという御指摘もいただいております。そんなことで、見直しをせざるを得ないものの中には出てくるんじゃないかということでありまして、まず実施計画を定めまして、内部で部局長の会議で決定し、また議員の皆様にも開陳しながら御指導をいただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

副議長（戸部 弘君）

川村君。

47番（川村高司君）

先ほどの質問の中で、私が持っております資料の中で、例えば飛騨市では体育館は特例債だと思っていたら教育債になったと、本巣と同じような傾向が出ているなと思って見ておりました。それから下呂市では、保育園は特例債となっていたが、確定しないと。どうも教育関係での非常に厳しい傾向が出ている。とりあえず本巣市は、今回の教育債の関係で問題が出ていますので、やはりこの点についても、具体的な傾向がこの岐阜県内でも見られるわけですから、質問状なり、あるいは質問をこういうことでしていただいて、逆に言えば、あらかじめこういう厳しくなることを予防するようなことを具体的なこととしてやっていただけないか、再度お尋ねをいたします。

副議長（戸部 弘君）

市長。

市長（内藤正行君）

御質問の件でございますが、おっしゃるように、私どもとしましては実施計画の中で上げてくる事業をまず精査しまして、その事業一つ一つについて、特例債充当の計画のものについては充当できるかどうかということをもまず確認しなければいかんと。これは県との調整をしなきゃいかんわけでございます。そういう形で十分精査しながら、遺漏のないようにしていかないかと、このように思っておりますのでよろしくお願いたします。

副議長（戸部 弘君）

教育事務局長。

教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

トップライトの補修の仕方について、お答えさせていただきます。

今回、真正幼稚園の遊戯室の上につけてありますトップライトの補修を行うものでございますが、これはガラス及び遮光カーテンの取りかえを行うものです。それで、既存のやり方で補強をしながら進めさせていただくというようなやり方をとっておりますから、よろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

私も既存のやり方というふうに思っておりましたら、福祉の関係は強化ガラスに変えるという話でしたので、そうするとちょっと整合性がとれないので、内部的にどちらかがよりよいはずですので、よりよい方法でやるべきではないかなというふうに、改めて感じましたのできょうお伺いしたんですが、福祉の方は強化ガラスにした方がいいというふうに判断をされたんだろうと思うんですね。教育委員会の方は現状の形で直すのがいいというふうに判断されたとなると、どちらかはやっぱりよくないと思うんで、そのあたりを調整した方がいいではないかというふうに思いますが、どうでしょう。

副議長（戸部 弘君）

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

説明の中で少し説明不足な点がありましたから、補足させていただきます。

既存のままと言いましたが、透明の網入りですね。このガラスを使用しております。それで強度は十分あるというふうに考えております。その中で、今までの既存の施設よりも強くなるようなやり方を模索しながら、考えながらやっていくということで、ガラスそのものは網入りのガラスを使用させていただきます。

副議長（戸部 弘君）

市長、答弁。

市長（内藤正行君）

ただいまのトップライトの破損の問題でございますが、その破損の原因というものをまず究明していかなきゃいかんと。条件がそれぞれ違いますので、真正の幼稚園の場合には外にこういう枠があって、この枠の方の伸び縮みがあって割れたということでございますので、強化ガラスということでございますが、根尾の場合も原因をまず究明しまして、それに合った対応をしていきたいと、このように思っておりますのでよろしくお願ひします。

副議長（戸部 弘君）

ほかによろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決をします。

議案第72号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第72号 平成16年度本巢市一般会計補正予算については、可決することに決定しました。

日程第9 議案第73号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第9、議案第73号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

国保の施設勘定の方について、聞くところによりますと、これも委員会の審査の中で経営状況についての質問があり、一般会計からの繰り入れとか各年度ごとの繰り越しとか、そうした数字が詳細に報告されたように聞いております。そのあたりの数字を明らかにしてほしいということが一つと、いずれにしても、相当多額の繰り入れをし、経営も必ずしもうまくはっていないというふうにも聞いております。そうした中で、前にも一度お伺いしたいことがあると思いますけれども、すべての改善策という意味ではもちろんありませんけれども、例えば地元の人なりがもっともって行きやすくなるような体制づくりをしていく必要があるんじゃないか。そのための一つの方法として、今、岐阜市内の病院から医師が派遣されておりますが、もう市となったんですから、自前の医師をお願いする。そして地域に密着した医療活動、予防活動等をやってもらうのがいいんじゃないかというふうに考えますが、そうしたことによって地元の人が、今いろいろ聞きますと結構な数が南の方に流れているという話もあります。そうしたことをなくしていくという意味でも、そうしたあり方についての検討をしたらどうなのかなというふうに思いますが、その点についてのお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

過去における本巢診療所、根尾診療所のいわゆる歳入歳出予算の中で、どの程度一般会計からの繰り入れがあったかということのお尋ねであります。手元にある資料、平成10年度からお答えさせていただきます。

まず本巢診療所ですが、平成10年度は一般会計からの繰入金ということで 3,300万円、平成11年度におきましては 2,000万円、平成12年度におきましては 2,400万円、平成13年度におきましては 2,000万円、平成14年度におきましては 2,000万円、平成15年度におきましては 3,002万 2,000円ということであります。

根尾診療所におきまず一般会計からの繰り入れですが、平成10年度で 8,500万円、平成11年度で 4,700万円、平成12年度で 6,150万円、平成13年度で 8,100万円、平成14年度では3億 900万円、このうち2億 2,000万円は基金として積み立てられております。平成15年度におきましては1億 7,550万円、このうち 8,020万円を同じく基金として積み立てられております。以上が一般会計からの繰り出しの状況であります。

あとの医師の確保につきましては、現在のところ正職員ということでやっておりますので、今後の確保につきましては、そういった議員さんの御指摘のような案も考えていきたいということですので、今のところは正職員となっておりますので、岐阜大には行きませんので、御理解をいただきたいと思っております。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

議案第73号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第73号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算については、可決することに決定しました。

副議長（戸部 弘君）

日程第10、議案第74号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

議案第74号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第74号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算については、可決することに決定しました。

日程第11 議案第75号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第11、議案第75号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

議案第75号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第75号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計補正予算については、可決することに決定しました。

日程第12 議案第76号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第12、議案第76号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

議案第76号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第76号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算については、可決することに決定しました。

日程第13 議案第77号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第13、議案第77号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

議案第77号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第77号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計補正予算については、可決することに決定しました。

日程第14 議案第78号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第14、議案第78号 平成16年度本巢市水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

議案第78号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第78号 平成16年度本巢市水道事業会計補正予算については、可決することに決定しました。

日程第15 認定第27号（委員長報告・質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第15、認定第27号 平成15年度本巢市水道事業会計決算についてを議題とします。

認定第27号は、産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、ただいまから委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 瀬古孝雄君。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

付託されました認定第27号 平成15年度本巢市水道事業会計決算については、慎重に審査した結果、全会一致で原案どおり認定するべきものと決定いたしました。

それから、議長から付託を受けました治水関連事業に関する国庫補助負担金改革の意見書については慎重に審査をしましたが、三位一体改革で治水関連事業の国庫補助負担金を廃止しないよう求めることでもあり、全国市議会議長会ほか5団体がまとめた国庫補助負担金改革案及び総務常任委員会に付託され、委員会が採択決定している地方分権推進のための国庫補助負担金改革案の実現を

求める意見書と相反する内容であることと、他市の動向等を勘案して、要望が再度提出された段階で再審査をすることといたしました。

以上、産業建設常任委員会から報告を終わります。

副議長（戸部 弘君）

認定第27号の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

29番 竹中君。

29番（竹中光夫君）

先回の議会で質問させていただいたことで、まだ回答が出ていないんですが、もう一度質問をさせていただきます。

3月の予算からしますと、3ページの負担金が194万4,000円の一般会計からの予算が組み立てられています。9月決算では117万3,000円になっております。そのことについて、前回質問しました回答をいただいております。その回答をしてもらいたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

3ページの資本的収入の負担金のうち、一般会計の負担金は194万4,000円となっております。これに対しまして、決算額につきましては71万4,000円となっております。水道会計につきましては、地方公営企業法第30条におきまして事業年度終了後3ヵ月を経過した後において、最初に招集されます定例会である今議会に決算を提出させていただいておりますが、今の負担金につきましては、一般会計についても予算内の執行ということになってございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

29番 竹中君。

29番（竹中光夫君）

予算内という説明ですけれども、私は3ヵ月過ぎたら194万4,000円が出たものと解釈するんですが、補正をされるべきか何かがあってしかるべきだと思います。

副議長（戸部 弘君）

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

今、説明させていただきましたように、一般会計の予算は194万4,000円になってございます。そうした中で、そのうちの負担金ということで71万4,000円を水道会計にいただいて工事をやらせ

ていただいております。そうした絡みで、予算的には当然予算の範囲内でさせていただいておりますので問題はないかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第27号を採決します。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第27号 平成15年度本巢市水道事業会計決算については、委員長の報告どおり認定することに決定しました。

ここで昼食のために休憩といたしたいと思っております。午後1時から会議を再開いたします。よろしくお願いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

副議長（戸部 弘君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。議案第79号 工事請負契約締結について（席田北部公園整備工事）、発議第17号 本巢市議会議員定数条例について、発議第18号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書について、発議第19号 郵政事業4分社化に関する意見書について、発議第20号 食品安全行政の充実を求める意見書について、発議第21号 温暖化対策税の創設に関する意見書について、発議第22号 不適正な廃棄物の処理の規制強化の意見書についてを日程に追加し、追加日程第1、議案第79号 工事請負契約締結について（席田北部公園整備工事）、追加日程第2、発議第17号 本巢市議会議員定数条例について、追加日程第3、発議第18号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書について、追加日程第4、発議第19号 郵政事業4分社化に関する意見書について、追加日程第5、発議第20号 食品安全行政の充実を求める意見書について、追加日程第6、発議第21号 温暖化対策税の創設に関する意見書について、追加日程第7、発議第22号 不適正な廃棄物の処理の規制強化の意見書についてを議題とし

たいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第79号と発議第17号から発議第22号までは追加日程第1から追加日程第7として議題にすることを決定いたしました。

ただいま追加議事日程表と追加議案書をお配りいたします。

〔資料配付〕

暫時休憩いたします。

午後1時03分 休憩

午後1時05分 再開

副議長（戸部 弘君）

再開いたします。

追加日程第1 議案第79号（上程・説明・質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

これより追加日程第1、議案第79号 工事請負契約締結について（席田北部公園整備工事）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

議案の追加をお認めいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、議案第79号の御説明を申し上げたいと思います。

席田北部公園整備工事につきましての請負契約の締結についてでございます。去る9月7日に入札を行いまして、工事名は席田北部公園整備工事でございます、場所は本巢市郡府地内でございます。指名競争入札を行いまして1億6,275万円で落札をいたしました。相手方は、本巢市仏生寺639番地2の株式会社堀部工務店 代表取締役 堀部好秀氏でございます。

この工事につきまして、請負契約を締結するに当たりまして、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を経ようとするものでございます。よろしく御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願いいたします。

副議長（戸部 弘君）

議案第79号の補足説明を求めます。

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、命によりまして議案第79号の補足説明をさせていただきます。

請負契約の締結の内容につきましては、ただいま市長の方から御説明がございましたので、整備

内容につきまして概要を説明させていただきたいと思います。

工事の全体面積は1万2,000平米でございます。そのうち公園広場が2,400平米、多目的広場が7,500平米、駐車場が1,300平米、それから植栽が約800平米ということになってございます。公園広場には、トイレ、駐車場、倉庫、遊具、水飲み台、あずまや、ベンチ等を設置いたします。多目的広場には応急ベッド、照明設備、シェルター等を設置いたします。なお、駐車場については41台を計画しております、そのうち身障者用3台を整備いたしますので、よろしく願いをいたします。以上で補足説明とさせていただきます。

副議長（戸部 弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第79号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第79号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

この件につきましては、たびたびこの場で質疑をしてまいりましたので、今回はあえて質疑は省略いたしました。この場でも述べましたように、この北部公園を建設するに至る旧糸貫町時代からの経過について到底納得できない理由が多々ありまして、それは前に申し上げたので御記憶の方もありますので省略いたしますが、そういう経過がありまして、さらに私は、今、説明がありましたように、多目的広場7,500平米という、これは基本的にはサッカー場というふうに言われて進められてまいったわけでありまして、本巢市となった場合に、この場所にこれだけのものをつくるのが全体的に見て一番いい形なのかどうかということについても私は疑問を持っています。そういう中で進められてきている事業である以上、私は到底賛成することができないというふうに考えております。よって、この議案については反対をいたします。以上です。

副議長（戸部 弘君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

35番 高橋君。

35番（高橋秀和君）

反対討論がございましたので、賛成討論を行いたいと思います。

今回の席田北部の公園につきましては、合併前に各自治会の自治会長さんの方から席田北部地域の公園の建設が大変名案だという案件が要望書として出ておるんです。そうした中で、せっかくつくる公園であるならば、多くの人々に利用されるようにという形で計画案が出されました。そうした中で、少年サッカーが根尾川左岸のグラウンドでサッカーをしている関係上、そちらの根尾川の堤防を通ると、そのときに非常に危険な場合がある。そういった意味では、こうした学校の隣の施設にサッカー場を建設していただけるなら、子供の安全のためにも何とかお願いしたいというような意見もありました関係で今回の席田北部公園の建設計画の一つにもなってまいりました。そうした中で、子供たちに健全なスポーツ施設としての利用を含め、あるいは老人団体のグラウンドゴルフ、ゲートボール場の使用の施設としても最適な場所と考えますので、本案件には賛成をいたします。

副議長（戸部 弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

議案第79号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第79号 工事請負契約締結について（席田北部公園整備工事）は、可決することに決定しました。

追加日程第2 発議第17号（上程・説明・質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

追加日程第2、発議第17号 本巣市議会議員定数条例についてを議題といたします。

本案について、提案の説明を求めます。

提案者 白木 健君。

51番（白木 健君）

発議第17号 本巣市議会議員定数条例についての趣旨説明を行います。

本議案は、本巣市議会の議員の選挙区等検討特別委員会を7月26日、8月18日、9月3日と3回開催いたしまして、慎重に審査をいたしました結果、選挙区は市の区域全域でもって選挙区とする、いわゆる大選挙区に決定したのを踏まえ、未制定であった議員定数条例を地方自治法第112条の規定により提出するものであります。地方自治法第91条第1項の規定により、本巣市議会の議員定数を21人とするものであり、次の一般選挙から施行するものであります。御賛同を賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。ありがとうございました。

副議長（戸部 弘君）

これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第17号を採決します。

発議第17号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第17号 本巣市議会議員定数条例については、可決することに決定しました。

追加日程第3 発議第18号及び追加日程第4 発議第19号（委員長報告・説明・質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

追加日程第3、発議第18号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書についてと、追加日程第4、発議第19号 郵政事業4分社化に関する意見書についてを一括議題といたします。

発議第18号、発議第19号は、総務常任委員会に審査を付託してありますので、ただいまから委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

議長から付託を受けました発議第18号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書については、全国市議会議長会ほか5団体が三位一体改革に関連して国の要請を受け、8月24日に国と地方公共団体の信頼関係を確保するため、8項目の前提条件を踏まえ、地方分権の理念に基づく行財政改革を推し進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与、規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」が提出されたため、我々地方公共団体の思いを真摯に受けとめられ、その早期実現を強く求めるため、全会一致で意見書を採択すべきものと決定をいたしました。

発議第19号 郵政事業4分社化に関する意見書については、昨年4月に日本郵政公社が発足し、民間的な経営手法が導入されているが、政府は9月10日に郵政事業4分社化を閣議決定し、民営化に向けた関連法案づくりに着手しており、民営化によって不採算を理由に郵便局が廃止されたり、

貯金、保険及び郵便のユニバーサルサービスの提供が確保される保証もないため、全会一致で意見書を採択すべきと決定をいたしました。以上であります。

副議長（戸部 弘君）

追加日程第3、発議第18号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書についてを議題とします。

本案について提案の説明を求めます。

提案者 小川幸雄君。

24番（小川幸雄君）

それでは、発案書について御説明申し上げます。

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現の求める意見書について。

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書について、別紙のとおり発案するということで、私ほか5名の方の賛成者を得て提案するものであります。

別紙におきましては、事前に文書が配付されておりましたので、朗読は控えさせていただきますが、記と書いたところから8番目まで項目を審査いたしました。その中で、4番目の地方交付税による確実な財政措置の中で、括弧にあります「平成16年度大幅削減以前の水準」ということを挿入いたしました。

以上、地方自治法第99条の規定によりまして意見書を提出いたしますので、この問題についてはひとつ採択をいただきたいというふうに思います。以上です。

副議長（戸部 弘君）

提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第18号を採決します。

発議第18号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第18号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書については、可決することに決定しました。

追加日程第4、発議第19号 郵政事業4分社に関する意見書についてを議題とします。

本案について、提案の説明を求めます。

提案者 大西徳三郎君。

30番(大西徳三郎君)

先ほど委員長報告でも申し上げましたけど、発議第19号 郵政事業4分社化に関する意見書について。

郵政事業4分社化に関する意見書についてを、別紙のとおり発案するということであります。発案提出者は私でありまして、あと5名の賛成者をもって発案書を提出します。

別紙に詳細が書いてあります。読んでいただきたいと思いますが、一番最後の方に慎重に法案づくりに努力され、将来に禍根を残すことがないように十分な審議がされるよう強く要望することで、全員の賛成で意見書を提出させていただくということであります。どうかよろしく願います。

副議長(戸部 弘君)

提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第19号を採決します。

発議第19号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第19号 郵政事業4分社に関する意見書については、可決することに決定しました。

追加日程第5 発議第20号から追加日程第7 発議第22号まで(委員長報告・説明・質疑・討論・採決)

副議長(戸部 弘君)

追加日程第5、発議第20号 食品安全行政の充実を求める意見書について、追加日程第6、発議第21号 温暖化対策税の創設に関する意見書について、追加日程第7、発議第22号 不適正な廃棄物の処理の規制強化の意見書についてを一括議題といたします。

発議第20号、発議第21号、発議第22号は、環境福祉常任委員会に審査を付託してありますので、ただいまから委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

環境福祉常任委員会委員長 川村高司君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

それでは三つの案件につきまして、去る9月22日午前9時より真正分庁舎におきまして常任委員会を開催し、付託を受けた案件について慎重に審査をいたしました。

それぞれの案件につきましては、関係諸団体から送られておりまして、その内容の精査、また最後の22号につきましては町内からの要望書がありまして、その件について委員会として起草をし、今回の発案書の運びとなりました。

それぞれの案件につきまして、内容のところ、まず20号につきましては当然だということで、これについても採択をすべしという結論を得ました。また、21号の温暖化対策税の創設に関しても、この内容についてどの程度の税がかかるのかというような質問が出されましたが、この点も説明がされ、その点についての了解がされ、今回の意見書の運びとなりました。また、発議第22号につきましても、そうした町内の要望に基づいて、これは当面、県議会に対して市としての態度をあらわすということで、こうした意見書をまとめようということで今回の発案となり、三つの案件についても委員会の全員の一致によりまして賛成をするという意見を取りまとめまして、委員の名をもって今回提案をさせていただくという運びになりましたので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。以上です。

副議長（戸部 弘君）

追加日程第5、発議第20号 食品安全行政の充実を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提案の説明を求めます。

提案者 川村高司君。

47番（川村高司君）

先ほど委員長報告がありましたような経過によりまして、今回の発案の運びとなりました。

内容につきましては、お手元に配付をされておりますので、黙読の上、御承認いただきますようお願いをいたします。以上です。

副議長（戸部 弘君）

提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第20号を採決します。

発議第20号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第20号 食品安全行政の充実を求める意見書については、可決することに決定しました。

追加日程第6、発議第21号 温暖化対策税の創設に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、提案の説明を求めます。

提案者 川村高司君。

47番（川村高司君）

21号につきましても、先ほどの委員長の説明のとおりであります。委員の賛同を得て、発議第21号 温暖化対策税の創設に関する意見書を各省庁及び国会に送付するというで提案させていただきます。御精読の上、賛成いただくようお願いをいたします。以上です。

副議長（戸部 弘君）

提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第21号を採決します。

発議第21号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第21号 温暖化対策税の創設に関する意見書については、可決することに決定しました。

追加日程第7、発議第22号 不適正な廃棄物の処理の規制強化の意見書についてを議題といたします。

本案について、提案の説明を求めます。

提案者 川村高司君。

47番（川村高司君）

発議第22号につきましては、現在の廃棄物等に関する法規を遵守するということの徹底を通じて、現在、本巣市が抱えておる廃棄物の問題を解決していこうということで、主に県議会議長及び県知事に対して要望する内容になっております。黙読の上、御賛同賜りますようお願いをいたします。不適正な廃棄物の処理の規制強化の意見書ということでまとめさせていただきました。よろしくをお願いをいたします。

副議長（戸部 弘君）

提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第22号を採決します。

発議第22号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第22号 不適正な廃棄物の処理の規制強化の意見書については、可決することに決定しました。

村瀬 治君から、地方自治法第 126条の規定により議員の辞職願が提出されております。

お諮りします。村瀬 治君の議員辞職についてを日程に追加し、議題とすることに異議ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

春日井君。

33番（春日井万里君）

33番 春日井でございます。

1点議長にお尋ねしたいことがございますが、発言の許可をいただけますでしょうか。

副議長（戸部 弘君）

どうぞ。

33番（春日井万里君）

けさ冒頭に全協の折に、議長が言われました村瀬議長の辞任と辞職についてちょっとお伺いしたいんですが、私たち仲間の1人としては辞職されるということは大変寂しい限りでございますが、私個人といたしましては、病気のために議長職を辞任されるのはやむを得んと思っておりますけれども、議員職まで辞職されるのはいかがかなと思いましたが、副議長が村瀬議長に会われたときの状況をもう一度お聞かせ願いたいと思ひまして質問いたしました。

副議長（戸部 弘君）

ただいまの春日井君の質問にお答えをさせていただきます。

けさほどもちょっと申し上げましたが、どうしても本人の意思はかたいということですが、この前の9月の議会が始まる前、9月の初めにお見舞いに行ったときにも、やはりやめるなら両方一緒

にやめたいというようなことをちょっと言われたもんで、そこでもそんなことは言わんとぜひと続けてもらいたいということで、議長の方はそのときもやめたいというような意思でございましたが、議員も一緒にやめるならやめたいというようなことをちょっと聞いてはありました。それからまた、けさほどお話ししましたように、辞職願が出ましてからも、25日でございましたが、実は総務委員長と二人で行って来たんですが、そのこともこんこんと話をしまして、どうしても私は両方やめるということで非常にかたい意思でございまして、本人がそこまで言われるなら私の判断ではやむを得んかなと、こんなふうに思っておったわけでございます。以上のようなことでございます。

33番（春日井万里君）

ありがとうございました。

副議長（戸部 弘君）

したがって、村瀬 治君の議員辞職についてを日程に追加し、追加日程第8として議題にすることを決定しました。

追加議案、村瀬 治君の議員辞職についてを配付願います。

〔資料配付〕

追加日程第8 村瀬 治君の議員辞職について

副議長（戸部 弘君）

追加日程第8、村瀬 治君の議員辞職についてを議題とします。

それでは、書記から辞職願を朗読していただきます。

議会書記（今村光男君）

辞職願。

私こと、一身上の都合により、本巣市議会議長並びに市議会議員の職を、辞職させていただきます。平成16年9月22日、本巣市市議会副議長 戸部 弘殿。本巣市市議会議員 村瀬 治。以上です。

副議長（戸部 弘君）

お諮りいたします。地方自治法第126条の規定により、村瀬 治君の議員の辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、村瀬 治君の議員の辞職を許可することに決定しました。

村瀬 治君には議員の辞職を許可いたしましたことを、本日議場におられませんので、別途議長から通知いたします。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙についてを日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第9として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第9、議長の選挙についてを配付します。

〔資料配付〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

副議長（戸部 弘君）

47番 川村君。

47番（川村高司君）

休憩を願います。

副議長（戸部 弘君）

暫時休憩します。

午後1時46分 休憩

午後2時01分 再開

副議長（戸部 弘君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

追加日程第9 議長の選挙について

副議長（戸部 弘君）

ただいまより地方自治法第103条の規定により、議長の選挙を行います。選挙の方法はどのような方法で行うのがよろしいか、お諮りをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

35番 高橋君。

35番（高橋秀和君）

35番 高橋ですが、議長とふさわしいと思われる方をそれぞれの議員が単記無記名で投票されることを提案いたします。

副議長（戸部 弘君）

ただいま単記無記名でという御意見でございましたが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。それでは、単記無記名の投票といたしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

44番 稲葉君。

44番（稲葉信春君）

先ほど10分間休憩をいただきましたけれども、10分間では何も話し合うことができませんでした

ので、しばらく余裕ある時間をいただきたいと思います。休憩時間をいただきたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（戸部 弘君）

これはやはり投票の前ですから、休憩は必要かなと判断しますので、休憩をいたします。時間ですが、2時20分から再開をいたしますので、よろしく願いいたします。

午後2時03分 休憩

午後2時20分 再開

副議長（戸部 弘君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいまから会議規則第26条の規定により、議長選挙を投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は48人です。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名をはっきり記載の上、事務局長が名前を読み上げますので、順次投票願います。

立会人の指名をいたします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号47番 川村高司君と48番 三島智恵子君を指名いたします。

議会事務局長（富田義隆君）

それでは投票順序を申し上げますので、順次お願いします。

〔投票〕

副議長（戸部 弘君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れはなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

先ほど申しあげました立会人、川村高司君と三島智恵子君を立会人としてお願いいたします。

〔開 票〕

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数48票、うち有効投票48、無効投票ゼロ。

有効投票中、白木 健君29票、臼井茂臣君16票、戸部 弘 2 票、川口金二郎君 1 票、以上でございます。

以上のとおりで、この選挙の法定得票数は12票です。したがって、最多得票の白木 健君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選された白木 健君が議場におられますので、会議規則（案）第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

登壇し、ごあいさつ願います。

新議長（白木 健君）

ごあいさつをさせていただきます。

ちょうど8カ月前、私は上におりまして、選挙をやらせていただいた記憶がございます。皆さん方の御支援、御協力で立派な成績でもって御推薦を賜りました。もとより未熟者でございますけれども、ちょうど私もこの9月が終わりますと議員生活が33年でございます。最後の御奉公という気持ちでもって、献身的に和を大切にしながら、融和をモットーとし、本業市発展のために最大限の努力をさせていただき所存でございます。どうか未熟者でございますけれども、よろしくお願いを申し上げたいと、こんなことを思っております。

なお、副議長の戸部さんでございますけれども、議長が倒れられましてから6月からこの方、大変すばらしい議長代行をやっていただきました。私も感服をしておる一人でございます。どうかひとついろいろ諸問題がたくさんございますけれども、私たちの議員としての職責というものは、執行部の執行が適正に平等に、そして迅速に行われておるかどうか、これのチェック機関でございます。健康には十二分に、私も年をとっておりますから留意をするつもりでございますけれども、どうか皆さん方も健康第一ということで、お互いに今後切磋琢磨しながら、それこそ住んでよかったなあ、住みたくなるような本業市を、お互いに力を合わせながら築いていきたいと、こんな気持ちでおります。

もう1点、若い皆さん方の御意見を拝聴していくということを私は前に申し上げたつもりがございますので、今後ともひとつ若い皆さん方の力を結集しながら、市民の皆さん方の御意見も十二分に拝聴しながら頑張り抜く所存でございます。どうか御支援、御協力を最後までよろしくお願い申し上げます。簡単でございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうご

ございました。

副議長（戸部 弘君）

これで私の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

議長、議長席にお着き願いたいと思います。

〔新議長 議長席に着席〕

議長（白木 健君）

それでは、議事の都合上、暫時休憩をさせていただきます。3時から再開をさせていただきます。それまで休憩させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

午後2時42分 休憩

午後2時59分 再開

議長（白木 健君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

このたび、私が議長に推挙されましたので、私が所属している文化観光開発特別委員会委員並びに東海環状自動車道建設問題特別委員会の委員を辞任いたしたく、委員会条例第13条第2項の規定により議会の許可を求めたいので、暫時議長の職を副議長と交代したいと思います。御了解をいただきたいと思います。副議長、お願いいたします。

〔議長 副議長と交代〕

副議長（戸部 弘君）

ただいま白木 健君から文化観光開発特別委員会委員及び東海環状自動車道建設問題特別委員会の委員の辞任願が提出されました。

お諮りします。文化観光開発特別委員会委員及び東海環状自動車道建設問題特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、文化観光開発特別委員会委員及び東海環状自動車道建設問題特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第10、第11として議題とすることに決定しました。

追加日程第10、文化観光開発特別委員会委員の辞任についてと、追加日程第11、東海環状自動車道建設問題特別委員会委員の辞任についてを配付します。

〔資料配付〕

追加日程第10 文化観光開発特別委員会委員の辞任について及び追加日程第11 東海環状自動車道建設問題特別委員会委員の辞任について

副議長（戸部 弘君）

追加日程第10、文化観光開発特別委員会委員の辞任について、追加日程第11、東海環状自動車道

建設問題特別委員会委員の辞任についてを一括議題といたします。

地方自治法第 117条の規定により、白木 健君の退場を求めます。

〔51番 白木 健君 退場〕

書記に辞任願を朗読させます。

議会書記（今村光男君）

辞任願。

私こと、このたび一身上の都合により、文化観光開発特別委員会委員を辞任したいので、委員会条例第13条第2項の規定により、許可くださるようお願いいたします。平成16年9月30日、文化観光開発特別委員会委員 白木 健。

辞任願。

私こと、このたび一身上の都合により、東海環状自動車道建設問題特別委員会委員を辞任したいので、委員会条例第13条第2項の規定により、許可くださるようお願いいたします。平成16年9月30日、東海環状自動車道建設問題特別委員会委員 白木 健。

以上です。

副議長（戸部 弘君）

お諮りします。委員会条例第13条第2項の規定により、白木 健君の委員の辞任を許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、白木 健君の委員の辞任を許可することに決定しました。

白木 健君の入場を求めます。

〔51番 白木 健君 入場〕

白木 健君の文化観光開発特別委員会委員及び東海環状自動車道建設問題特別委員会委員の辞任を許可することを告知いたします。

これにて議長の職務が終わりましたので、議長と交代をいたします。御協力ありがとうございました。

〔副議長 議長と交代〕

閉会の宣告

議長（白木 健君）

以上をもって本定例会に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもって平成16年第5回本巢市議会定例会を閉会いたします。

23日間にわたりまして大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後3時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

新 議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員